

○内閣府令第 号
農林水産省

金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）第四条第一項、第十六条第一項及び第三十四条の十第一項の規定に基づき、農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

農林水産大臣 金子原二郎

農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令

農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府令第七号）の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別紙様式第 1 号 (第 3 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

経 営 強 化 計 画
年 月 日 提 出

(提出者) 主たる事務所

の 所 在 地
名 称
代 表 者 役 職 ・ 氏 名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

[第 1 ～ 第 8 略]

(記載上の注意)

[1. ～ 6. 略]

7. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、報告基準日における経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表 1）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針が異

別紙様式第 1 号 (第 3 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

経 営 強 化 計 画
年 月 日 提 出

(提出者) 主たる事務所

の 所 在 地
名 称
代 表 者 役 職 ・ 氏 名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

[第 1 ～ 第 8 同左]

(記載上の注意)

[1. ～ 6. 同左]

7. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、報告基準日における経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合を含む地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表 1）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針が異な

なるときは、それぞれについて記載すること。

〔2〕～(5) 略]

[8. ～10. 略]

[(別表 1) ・ (別表 2) 略]

別紙様式第 2 号 (第 24 条関係)

(日本産業規格 A 4)

経 営 強 化 計 画

年 月 日 提 出

(提出者) 主たる事務所

の 所 在 地

名 称

代 表 者 役 職 ・ 氏 名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 16 条第 1 項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

[第 1 ～第 10 略]

(記載上の注意)

[1. ～7. 略]

8. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、報告基準日における経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表 1）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における

るときは、それぞれについて記載すること。

〔2〕～(5) 同左]

[8. ～10. 同左]

[(別表 1) ・ (別表 2) 同左]

別紙様式第 2 号 (第 24 条関係)

(日本産業規格 A 4)

経 営 強 化 計 画

年 月 日 提 出

(提出者) 主たる事務所

の 所 在 地

名 称

代 表 者 役 職 ・ 氏 名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 16 条第 1 項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

[第 1 ～第 10 同左]

(記載上の注意)

[1. ～7. 同左]

8. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、報告基準日における経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合を含む地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表 1）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における

見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

〔2〕～(6) 略〕

〔9. ～12. 略〕

〔(別表1) ・ (別表2) 略〕

別紙様式第6号の2 (第63条関係)

(日本産業規格A4)

実 施 計 画

年 月 日提出

(申請者) 主たる事務所

の 所 在 地

名 称

代 表 者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の10第1項の規定に基づき、実施計画を次のとおり提出します。

記

〔第1～第4 略〕

第5 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の計画実施地域における経済の活性化に資する方策
(記載上の注意)

〔略〕

1 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の計画実施地域における経済の活性化に資するための方針
(記載上の注意)

毎年9月末日及び3月末日における経営改善支援等取組先企業 (個人事業主)

込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

〔2〕～(6) 同左〕

〔9. ～12. 同左〕

〔(別表1) ・ (別表2) 同左〕

様式第六の二 (第63条関係)

(日本産業規格A4)

実 施 計 画

年 月 日提出

(申請者) 主たる事務所

の 所 在 地

名 称

代 表 者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の10第1項の規定に基づき、実施計画を次のとおり提出します。

記

〔第1～第4 同左〕

第5 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の計画実施地域における経済の活性化に資する方策
(記載上の注意)

〔同左〕

1 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の計画実施地域における経済の活性化に資するための方針
(記載上の注意)

毎年9月末日及び3月末日における経営改善支援等取組先企業 (個人事業主)

<p>業者を含む。)の数の取引先の企業(個人事業者を含む。)の総数に占める割合を<u>その他</u>地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき(別表)に準じて実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための方針が異なるときは、それぞれについて記載すること。</p> <p>[2～4 略]</p> <p>[第6～第8 略]</p> <p>(その他記載上の注意)</p> <p>[1.・2. 略]</p> <p>(別表) [略]</p>	<p>業者を含む。)の数の取引先の企業(個人事業者を含む。)の総数に占める割合を<u>含む</u>地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき(別表)に準じて実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する金融の円滑化のため基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための方針が異なるときは、それぞれについて記載すること。</p> <p>[2～4 同左]</p> <p>[第6～第8 同左]</p> <p>(その他記載上の注意)</p> <p>[1.・2. 同左]</p> <p>(別表) [同左]</p>
<p>別紙様式第7号(附則第2条関係) [略]</p>	<p>様式第七(附則第2条関係) [同左]</p>
<p>別紙様式第8号(附則第5条関係) [略]</p>	<p>様式第八(附則第5条関係) [同左]</p>
<p>別紙様式第9号(附則第9条関係) [略]</p>	<p>様式第九(附則第9条関係) [同左]</p>
<p>別紙様式第10号(附則第13条関係) [略]</p>	<p>様式第十(附則第13条関係) [同左]</p>
<p>別紙様式第11号(附則第16条関係) [略]</p>	<p>様式第十一(附則第16条関係) [同左]</p>
<p>別紙様式第12号(附則第20条関係) [略]</p>	<p>様式第十二(附則第20条関係) [同左]</p>
<p>備考 様式① [] の品種は別記しぬ。</p>	

附 則

この命令は、公布の日から施行する。